

第3回京丹後市行財政改革推進委員会 会議録

1 開催日時 令和3年12月16日(木) 午前9時30分～午前11時50分

2 開催場所 京丹後市役所(2階) 201～203会議室

3 出席者氏名

(1) 京丹後市行財政改革推進委員会委員(10人)

会長 今田弘一、副会長 藤井美枝子、委員 安達静雄、委員 糸井ゆかり、
委員 小林朝子、委員 谷口潔、委員 谷口雅昭、委員 徳田隆男、
委員 能勢ゆき、委員 和田直子

(2) 事務局

総務部長 中西俊彦、総務部財政課長 松田吉正、同課係長 岡田直純、
同課主任 片西優

4 議題

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議事

① 使用料の見直しについて

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 1人

7 要旨

《議事経緯》

● 開会

事務局 定刻となりましたので、第3回京丹後市行財政改革推進委員会を開催します。

行財政改革を担当しております総務部部長の中西と申します。

皆様におかれましては、御多忙中にも関わらず、御出席をいただきありがとうございます。

本日は、俣野委員、野村委員につきましては、欠席と伺っております。

本日の議題につきましては、使用料の見直しということで忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

それでは開会にあたりまして、今田会長より御挨拶をお願い致します。

● **あいさつ（会長）**

会 長 説明がありましたように3回目の行財政改革推進委員会となります。12月の非常にお忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。

本日、議論していただく案件につきましては、令和元年6月議会におきまして一度否決されております。このことを踏まえて、再度検討を重ねた上で本日の説明をしていただきます。

使用料につきましては、市民の方すべてに影響します。どこに課題があるのか、なぜそれが課題なのか、その課題を解消するためにどのような方法を考えているのかということについて説明を受けたいと思いますので、皆様方の市民目線で忌憚のない御意見を頂戴したいと思いますのでよろしくをお願いします。

事 務 局 それでは、以降については会長に会議の進行をお願いしたいと思います。本日の会議録について、御確認いただく署名人の方を会長から指名いただきたいと思いますのでよろしくをお願い致します。

● **会議録署名委員の指名**

会 長 本日の会議の会議録の署名人を指名させていただきます。本日は谷口潔委員をお願いします。よろしくをお願いします。

● **議事**

会 長 次第に基づきまして進めさせていただきます。

(1) 使用料の見直しについて事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (事務局から資料1、資料2、参考1、参考2、参考3に基づき、「使用料の見直しの考え方」について説明)

会 長 事務局から資料に基づいて、課題や見直しの方法について説明していただきましたが、使用料に関わる課題が4つ、それに対する見直しの方法として4つ記載があります。

項目ごとに分けて再確認をしながら、御質問や御意見をいただく方が整理しやすく、情報の共有も図りやすいと思いますので項目ごとに御意見を頂戴したいと思います。

まずは、資料の9ページ、見直し①「利用時間区分の統一」について御意

見、御質問等がありましたらお願いします。

委員 使用料の見直しに関する前提条件として、少し不明確なことがあるので質問させていただきたいと思います。

全体的な話になりますが、17ページにあります使用料と維持管理経費の関係について、グラフには行政の負担と使用者の負担について金額が出ていますが、私が調べたところでは、この使用料の中には施設の使用料以外に、印紙代など施設の利用料以外の金額が含まれている。また、維持管理経費の中には大規模な改修費用や職員の人件費が含まれていないなど、議論する前提として全体像が不明確だと思います。

私が試算すると、維持管理経費の数パーセントが市民負担になると思います。資料にあるような維持管理経費の約4割を使用料で負担しているという内容は、議論の前提として相違があるように感じます。

要するに、維持管理経費に対する使用料の割合がもう少し小さくなるということに対して議論が必要であり、条件等を整理した上で、全体として施設の維持管理経費がこれだけかかっているということを提示していただきたいと思います。

実際に、私は指定管理者として施設を運営しておりますが、維持費に対して使用料は7～8パーセントです。このことからすると、資料では、市民が多く負担しているように見えますが、実際は行政が維持費のほとんどを負担していると思いますので、まずは前提条件として、使用料と維持管理経費の関係について整理していただきたいと思います。

会長 使用料の見直しについて、全体的な部分で意見がありましたが、最後に全体を通しての御意見を頂戴する予定をしております。

まずは、質問がありましたので、17ページの見直し③について、使用料と維持管理経費の考え方について説明をお願いします。

事務局 資料にあります利用者負担の使用料については、貸館施設等の使用料のほかに電柱などを設置する場合の道路占用料や行政財産使用料なども含んだものとなっております。

また、御質問の中でありました印紙についてですが、京丹後市では発行しておりませんので含まれておりません。

スポーツ施設や貸館施設以外の使用料が含まれていますので、利用者の負担が高い割合に見えると思います。

大規模修繕につきましては、令和元年6月定例会での考え方になりますが、維持管理経費には含まないという整理をしております。

事務局 施設の維持管理経費をどこまで把握するかということについては、様々な考え方があります。職員の人件費についても、維持管理経費の一部であるという考え方は間違っておりませんし、改修工事や大規模修繕なども施設を維持するために必要な経費です。

ただし、前回の使用料見直しの考え方としましては、利用者の負担割合について、維持管理経費の100パーセントを利用者に求めるのか、また2分の1を利用者に求めるのかということの基本において、算定のベースとしておりました。

人件費については、関わる職員の年齢によって変わります。大規模修繕についても時期によって、計画的にしなければいけないものや突発的なものなど様々な要因がある中で、全ての維持管理経費を平均化して利用者に求めるのは適切でないという考え方から、建物が何も損傷がない状態で通常かかる維持管理経費を基本としたものです。

質問にありましたように、かかる経費全体を試算することは可能ですが、受益者負担の適正性で考えると計算上は非常に負担が大きくなることになり、市民活動を応援するための施設であるにも関わらず、何のための施設かという議論にもなります。

前回の見直し案では、合併してからの不均衡をまずは解消しようということで、維持管理経費の部分については様々な考え方がある中で、平均的な維持管理経費を基本に使用料を設定しました。

ただし、今回の見直し案では、まずは不均衡の解消を基本として、現在の使用料を平均化することで整理していこうと提案しております。

17ページの取り扱いについては、消費税、使用料、維持管理経費の関係性について、参考資料として御理解いただきたいと思います。

会長 よろしいですか。

委員 趣旨についてはわかりますが、行財政改革ということからすると施設に

実際どれだけの費用がかかっている、住民負担がどれくらいかかっているのかという全体像を示していただく方が、市民は分かりやすいと思います。

利用者負担や減免のことについて、別の考え方ですということは賛成ですが、使用料の算定に含むかどうかは別として、維持管理経費と利用者負担の関係については市民も知りたいと思います。

会 長 貴重な意見をいただきました。

今回の見直しにつきましては、事務局から説明がありましたように合併当初から各町で独自に対応しておりました使用料について、同じような施設であるにも関わらず使用料や利用時間が様々であることについて統一をすること、使用する施設が異なることでの住民サービスへの不公平感を解消することが今回の見直し内容ですので、このことを踏まえて御意見を頂戴したいと思います。

事務局 先ほどの維持管理経費についてですが、資料②の【参考1】のところに使用料原価という欄がありまして、大規模改修等の費用を除く通常かかるであろう維持管理経費について、1時間単位の原価を参考に記載しておりますので補足して説明させていただきます。

委 員 使用料の考え方について、説明の中では維持費の考え方があったということでしたが、市民に説明する時にはもう少し簡単明瞭にする必要があると思います。

もう一つは、各町でアンバランスがあったということですが、旧町ではそれぞれ目的があったと思います。

合併した以上、公的施設を使いやすくするために、京丹後市として施設をどのようにして市民に利用してもらうのか、そのために必要経費としてこれだけ使用料をいただきますというような形で、わかりやすい説明が必要と思います。

今回の考え方として細かく説明がありましたが、市民はそこまで理解していないという思いがありますので、参考にさせていただきたいと思います。

会 長 御意見がありましたので、市民にわかりやすい説明について、意見を十分に踏まえながら検討していただきたいと思います。

課題①につきましては、利用時間が各施設で異なっており、これを統一し

ていく方法として、1時間単位での貸出しに統一を図るという提案でございますが、他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員 前回の見直し案では4時間設定、3時間設定というのはありましたが、今回の見直し案では、1時間単位にするという点については非常に評価できると思います。

問題としては、スポーツ関係で使用する場合、早朝の場合、夜間遅くに利用する場合があります。簡単に説明をされましたが、もう少しわかりやすく説明が必要だと思います。

場合によっては、4時間単位、3時間単位とせずに、1日を通して1時間単位の方がよいと思います。また、早朝の場合についても何時から貸出しをするということで1時間単位にする方がよいと思います。

会長 時間単位については賛成するが、もう少し細かく配慮した形で時間設定をした方がよいという意見がありましたが、事務局から説明をお願いします。

事務局 前回の見直しの提案では、午前、午後、夜間、一部の施設については、2時間未満については2分の1という時間設定について提案をさせていただきましたが、今回については1時間単位としております。

利用時間の開始と終了時間については、基本的に条例で定めますので、スポーツ大会、文化の大会については、早朝準備や後片付けにかかる時間など条例で認めていない時間がありますが、定めた時間以外についても、実際には現場で使用していることがあります。

これは誰の責任において使用しているのかが不明確な中で、利用者の合意により使用している現状がありまして、今回の見直し案では既定の時間以外の部分についても使用できるという規定を入れようと考えています。

ただし、これは大会やイベントを想定しておりまして、通常の練習等については想定しておりません。

また、時間を決めてはどうかという御意見がありましたが、季節によって日照時間が異なりますし、ウルトラマラソンについては24時間ということもありますので、あらかじめ時間は決めずにケースバイケースで利用いただける環境を整える方が合理的であると考えております。

御提案の趣旨については理解しておりますが、既定の時間以外の利用については例外的な貸付けということで、条例として議会で認めていただいた上で運用ができるようにしたいと思っております。

現時点では、昼間、夜間の区分を基本として考えておりますが、利用者のための条例改正ですので、今回いただきました御意見につきましては、今後行う予定である各種団体への説明、市民広聴会からの御意見などを踏まえまして、再整理する必要がありましたら参考にさせていただきたいと思っております。

会 長 市民の皆様が利用しやすく、また利便性を考慮した形で運用をお願いしたいと思えます。

続きまして、資料 1 1 ページから 1 6 ページまでの見直し②「使用料設定」についてですが、各施設によって異なっている使用料を統一した形で設定ができないかという点について、御意見、御質問等がありましたら願います。

委 員 1 6 ページの営利目的に対する使用料の設定についてですが、資料には「貸館施設において、入場料を徴収する場合は、営利扱いとします」とありますが、2 0 ページの資料には「半数以上を女性の市民で構成する団体は、8 5 パーセント減額」とあります。

例えば 講演会を開催する場合に、小さなボランティア団体が開催しようと思うと、8 5 パーセントの減額があったとしても、講師を呼ぶ必要があり、無料で講演会を開催するのは大変難しくなりました、1, 0 0 0 円でも参加費の負担が必要となれば、これを営利扱いとするのか、女性団体だから減額とするのかどちらになるのでしょうか。

会 長 営利目的の判断基準について説明をお願いします。

事 務 局 現在の基本的な考え方ですが、減免基準の中で女性の団体については減免があります。しかし、その団体が入場料を徴収する場合は減免を行いません。

まずは通常の活動について減免を行い、入場料を取る場合については、そちらを優先するという考え方としております。

理由としましては、施設の使用について、許可を行う際に団体の財政状況

まで判断ができないという部分がありまして、そこをどのようにして判断するのか、どこで線引きをするのかが非常に大きな課題です。

また、入場料という表現について、何をもって入場料とするのかということがあります。参加協力金、施設清掃協力金のように様々な名称で入場料のような料金を徴収している自治体は全国にもあります。

例えば、映画会をする場合ですが、映画を見るのに入場料として500円を徴収することがあります。このことについて、徴収した入場料は映画を上映するための貸テープを借りる額に充てますと言われたとしても、団体側の財政事情が分からない中では、その負担が苦しいのか、利益は上がっているが必要経費として給料の支払いが含まれている場合など、中身が分からない中で線引きをすることは非常に難しいため、ここは客観的に判断をするべきと考えております。

申請時に入場料を取るのであれば使用料は3倍、入場料を取らないのであれば普通料金として取り扱うことが実体的な運用になると思います。

会 長 よろしいでしょうか。

他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委 員 前回の見直し案では、施設の料金については維持管理経費を基本にしなが
ら、一定必要な部分を利用者と市で負担するという考え方であったと思
いますが、今回は現使用料を基準に平均化するという事で前回の考え方
とは大きく変わっていると思います。

この平均化したという考え方の根拠はどこにあるのか教えてください。

事 務 局 資料の16ページに、様々な社会情勢、経済情勢を踏まえる中で定期的
な検証と見直しを行うと記載しております。

まず、令和元年6月時点ではコロナウイルス感染症による社会経済への
影響がありませんでしたし、市役所の体制が変わったことということもあ
ります。現在は通常の市民生活もできない状況にある中で、一部施設につ
いて無料開放を行っているという状況もあります。

基本的には、使用料が施設の維持管理経費に対する受益者負担である
という考え方については前回と同じであり、前回の考え方を根本的に否定
するものではないですが、使用料の額を1.5倍までという条件付きではあり

ながらも上げていく方向が強かった前回の見直しの考え方に対して、現在はコロナの影響により社会情勢が低迷しているタイミングにおいては、今後も定期的な検証と見直しを行うことを前提として、まずは不均衡になっている使用料についてならしていくことを優先しようという意向を受けまして、現在の考え方を提案させていただいております。

委員 今、説明をいただきましたが、市民のための施設というのが本来の大きな柱であると思います。そうすると、施設について、現在コロナ禍の中で無料化されているということですが、裏を返せば、現在無料化としている施設については安い方が利用しやすいという考え方になります。

市民はできれば無料がよい、ただし、市としては無料にはできないため、一定使用料を払ってもらう必要があるという中で、市民を最大限説得するために、今の施設の料金を動かさずに旧町時代の目的に合った料金設定の上に立って、平均化することが市民に理解してもらえるかについては大きな論点になると思いますが、平均化するという考え方については評価したいと思います。

施設を利用しやすくするという目的を達成するために、使いやすい料金設定にするということで、現状の料金を平均化するという考え方が一番基礎になると思いますので、平均化の考え方について市民に丁寧に説明する方がよいと思います。

委員 今回の見直しの考え方については、アンバランスを平均化することを重視した激変緩和措置という一つの考え方だと思いますが、なぜ平均化したかということが分かりにくいと思います。

資料①の2ページに使用料とは受益の対価として実費負担的な意味で徴収するものとあります。

先ほどの説明では、資料②の【参考1】の使用料原価に反映されているということですが、本来は施設の維持にこれだけの費用がかかるが、激変緩和措置として実際の料金の平均値でした方が利用しやすいからこうしますと説明しようとした時、例えば事例を出して、平均値で出した使用料と本来あるべき使用料とはこれだけ大きく乖離している、行政がこれだけ負担しているということを市民にわかりやすいような形で説明するべきだと思います。

います。

こういった説明をしてもらえれば、市民も便利な料金設定にしてもらえたと納得できると思います。

会 長 資料の12ページ、13ページのところで1時間あたりの使用料を算出する際の根拠、現在の使用料を基準にして平均化するという内容の記載がありますが、御意見にありましたように、使用料が目的をもって設定されているものがある中で、施設を利用されてきた市民に対して丁寧な説明は必要とのことでした。

この意見に対して、事務局から説明よろしいでしょうか。

事 務 局 大事なポイントであると理解しております。

合併前は、その地域の方の税金でその地域の方に恩恵を与えるというコンセンサスがありましたが、合併後も使用料をそのままの状態にしておきますと、例えば、無料で使える施設についても維持管理経費はかかりますが、合併前のその他の地域の方の税金で、その施設の維持管理経費を賄うということも理論上は出てきます。

そういった中で、税の公平な使い方にも配慮しながら、一定利用される方については、利用されない方に比べて負担が必要であるということが根底にあります。

現在も無料で使っている団体、安く使っている団体、スポーツ団体については減免なく使っておりますし、施設を利用しない活動もあります。それぞれ市民が取り組まれる方向性が多種多様である中ではありますが、税金は同じように負担していただいている状況があります。

現在の使用料について、完全に否定することなく、利用しやすい環境も維持しながら、負担いただけるように整理をしていきたいと考えております。

意見にありましたように、市民に分かりやすく説明をするという部分につきまして、税金の使い方、今利用されていない方に対する税金の配分の考え方について説明が漏れておりましたので、今後の説明の中では加えていきたいと思っております。

委 員 平均化するのはよいことだと思いますし、1時間あたりの設定にするこ

ともすごくよいことだと思えますが、使用料の設定について、平均値をとって安くすることについて納得する材料が少ないと思えます。

14ページの使用料設定の中で、現在の料金の最低額から最高額が書かれていますが、最高額でも安いと感じましたがさらに安く設定するということですし、今使いやすいようにして、将来、人口も年間約800人ずつ減っていくという中で、京丹後市は京都府の中で1人当たりの公共施設を持っている量が多いとも聞いていますし、それを今後減少していく市民で負担しなければいけない、今減らして3年後まで改定しないという今回の使用料の見直しについて、将来に向けて恐怖を感じます。

平均化する、見直しをすることについては、施設を利用しやすくするということもあるかとは思いますが、色々と利用者から言われるので下げる方向で納得してもらおうというようにも感じます。今度、値上げをするという時に結局反対にあうと思えます。私としては、一番高い額に合わせて平均しましたという見直しでもすごくよいと思えます。

使用しやすい金額というのもすごく大事かと思えますが、使用できる建物をすでに税金で造ってくれているということ自体が、市民サービスだと私は思います。

資料②で使用料原価が示されていますが、その分はせめて負担してもらっても全然悪くないと思えます。

また、イベントをする時に無料がよい、無料が正義だという時代ではもうないと思えます。なぜコロナ禍で使用料をゼロにするのか疑問に思えますし、維持管理経費としてかかるものには適切にお金を取るということは悪いことではないと思えます。

先ほど、他市と比べて使用料は高くはないと説明がありましたが、財政が厳しい市が安く設定されています。もし、財政破綻してしまうようなことがあれば、それこそ市民サービスはゼロになってしまうので、中長期的に見て、安くない金額に対しても理由をつけて料金を取ってほしいと思えます。

委員 今の意見に同調するところがありまして、時間単位や平均化するということには賛成ですが、下げればよいということではなく、最終的に税金に

関わってくることで、今後のことを考えて最高の金額だとしても高くはないと思います。

京丹後市の状況を考えると安いばかりではよくないと思いますし、使う人と使わない人の差のこともあります。絶対に無料がよい、絶対安い方がよいということではなく、今後のことを考えた設定が必要だと思います。

会 長 将来のことを考えた料金設定が必要であるという意見がありました。よろしいでしょうか。

事 務 局 使用料の設定の考え方としては当然の御意見かと思えますし、前回の提案時にもそのような御意見に立った案を提示させていただいたところです。

今後見直しをしていく中では、一旦安くすると上げる時に抵抗があるというのは、上げる場合はいつの時代でも抵抗はあると理解しております。

そのような中で、施設の数が多いということも課題としてあります。現在、類似施設が多い中で利用頻度が少ないもの、大規模改修しないと維持できないものについては廃止をして、公共施設の維持管理経費を抑えていくということもしております。

御意見にありましたように、人口は減少していく見込みの中で、利用者も減少します。施設も人口の減少に応じて減らしていかないと、最終的には市民に負担が返っていきますので、3年毎に定期的に見直しをしながら適正性を判断していくこととしております。

今後、社会情勢等を踏まえながら、行財政改革推進委員会の皆様、市民の皆様、議会、市役所の体制については状況に変化はありますが、その都度、丁寧に議論を行いながら方向性を求めていく、御意見等も踏まえた中でやっていくということで御理解いただきたいと思えます。

会 長 今回の委員会は、施設を利用する市民として使用料に対する意見、疑問、要望を出していただく場だと思っておりますので、思うことがありましたら発言をお願いしたいと思います。

続きまして、見直し③について、使用料が消費税の課税対象でありましたが、その取り扱いが不明確であったという点につきまして、外税方式で消費税を加算するという提案です。御意見を頂戴したいと思いますのでお願いします。

委員 過去の使用料に対する消費税については、消費税が5パーセントから8パーセントに上がった時に使用料の中に含めていたと記憶しておりまして、使用料が値下げになっているということです。本来、公共施設については消費税がかからないのかもしれませんが、施設を修理する時には必ず消費税がかかってきます。

ただし、今までは消費税が転嫁されていなかったというだけで、今回の外税方式というのは当たり前だと思います。

会長 資料の18ページに京丹後市監査委員の意見として、令和元年6月18日付の意見が記載されておりまして、監査委員としても適正に転嫁していただきたいという意見がありますが、これができていなかったということについて理由はどこにあったのでしょうか。

事務局 あくまで推測の範囲となりますが、資料の17ページに消費税導入前から3パーセント、5パーセント、8パーセントと増税の経過があります。使用料については、平成元年に消費税が導入された時から変わっておりません。

全国的な話になりますが、消費税については色々な議論がある中で、使用料については課税でありながら転嫁していない団体が多く、京丹後市としても旧町の時から転嫁をしておりません。

その中で、国から消費税の課税対象なので適正に転嫁をなさいと通知があり、監査委員の意見に結びついたものです。

会長 外税方式での加算ということについて、他に御意見ありますでしょうか。

ないようでしたら、見直し④の減免について議論をお願いします。減額又は免除の取扱いについてそれぞれの施設で異なっている現状がありまして、減免の基準を統一しようということですので。資料としましては、19ページから22ページまで減免基準の統一についての考え方を記載しておりますので、御意見を頂戴したいと思います。

委員 女性の活動を応援するということで、85パーセントを減額してもらえるのは大変ありがたいことだと思います。

その女性団体の中で、団体によっては市の補助がない、大きな団体の援助がないといった小さな団体が入場料を取ってイベントをやろうとした時に、

3倍の使用料を取られることは厳しいと思って聞いておりました。そうであれば、減額してもらわずに、普通の使用料を払う方が負担は少なくて助かると思います。

委員 減免というのが何なのかという定義をすべきだと思います。本来、施設を使用したら使用料を払うべきとは思いますが、様々な情勢の中で、福祉や義務教育の学生などについては満額を求めることができないということでの減免ですから、減免の考え方についてはこうですという位置付けがしてほしいと思います。

資料の中に、団体を作って登録制にしましょうとありますが、過去には福祉ということで申請をして実際の活動は違ったなど、こういう活動をしているから減免をしてほしいという要請があったなど聞いておりますので、減免を何故しないといけないのかという定義は必要だと思います。

その上で、75パーセントの減額や免除について、市民向けに定義していく方がよいと思います。

会長 減免基準としまして、20ページに免除の場合、減額75パーセントの場合、減額50パーセントの場合とそれぞれ分けて記載していただいております。それぞれ理由があって、例外として規定を置くということかと思っておりますので説明をよろしく願います。

事務局 なぜ減免が必要かということにつきましては、御意見にもありましたように徴収することが大原則です。

あくまで減免は例外ですが、減免基準①の市が設置して市が利用する場合については、会計上市が市に払いますし、共催についても市が主催となりますので必要がないものとしています。減免基準②の他の地方公共団体についても公の行事として整理しております。減免基準③から⑤については、市民の多くの方が利用される場合については、無料で使っていただくという政策的判断で免除としております。

免除と減額の違いについては、子供たち、多くの方が所属している自治会、公民館活動等については全額いただく必要はないという判断の中で免除と整理しておりますし、減額75パーセント、50パーセントについても、市の施設を減額することによって市民活動、子どもたちの活動を後押しす

るための政策的要因により減額としています。

委員 今回初めて高齢者65歳以上という定義が出てきたと思います。今回、減額の75パーセントに含めたという根拠は何があるのでしょうか。また、女性の市民で構成する団体として限定していますが、説明が少し足りないと思いますので教えてください。

事務局 免除⑤のところですが、前回も野球教室やサッカー教室など中学生以下の活動については免除としておりました。今回は、新たに65歳以上の高齢者の活動を後押しするということで付け加えさせていただきました。

背景については、総合計画の中でも掲げておりますように元気な高齢者に生涯現役で頑張ってもらいたいということで、百才活力社会を京丹後市では目指しております、利用する施設においても活動がしやすいように免除してはどうかと今回の見直し案では付け加えております。

これまでから、市が主催する高齢者大学等の公民館活動については免除しておりましたが、それ以外の団体もありますので、同じように高齢者の活動を応援できるように今回追加したということです。

減額75パーセントの⑥のところでは、女性団体について、今回新たに10パーセント加算して減額とさせていただいております。

これは、京丹後市として女性活躍、男女共同参画社会を進めていく中で、女性の社会活動や社会進出をよりしやすい環境を整える必要があるという判断の中で提案しております。

この2つの減免の定義については、今回新たに追加した項目になりますので、忌憚のない御意見いただきたいと思います。

会長 説明をいただきましたので、御意見がありましたらお願いします。

委員 高齢者の65歳以上の基準についてですが、確かに百才活力社会を目指すということであれば、高齢者の人が該当になるということはあると思いますが、この団体がどのような活動をするのかという内容を聞かないと納得ができない部分があると思います。

本来、使用料を徴収するということが基本にある以上、65歳以上であっても女性であっても、どういう目的の活動であるかということを具体的にしないと納得しがたい部分があると思いますので、減免団体登録要件に

についても詳しく説明をお願いします。

会 長 御意見がありましたので、説明をお願いします。

事務局 活動目的で判断すべきではないかという御意見をいただきましたが、様々な活動がありまして、それぞれ幅も異なります。その活動内容について、行政が線引きをすることは難しいと思っております。

一方、施設の名称、設置目的も色々とあります。福祉センター、林業センター、農業センター、健康センターと施設名称が付いておりまして、その中で減免内容に合致するものについては減免するというように整理している自治体も多くあります。

ただし、実際としては、貸館施設、スポーツ施設の利用者の活動に対して評価することは非常に困難であることから、高齢者の活動の後押しをする、女性の活動の後押しをするという形で整理したいと思っております。

御意見にありました中身によって判断すべきという部分については、現時点では難しいと考えています。

会 長 説明を聞いておりまして、65歳以上であるということや女性の市民団体に構成するという客観的基準を設けたことについては、社会的に弱い立場であるものをバックアップするという思いがあると思いますが、65歳以上の方でも元気で活躍している方もおられますし、女性の方についても非常に活発に活動をしている方はおられますので、今回追加された基準については少し違和感があるように思います。

委 員 女性という部分については、ジェンダー、男女共同参画と色々と考え方があります。私も女性の立場で申し上げますと、65歳以上の女性の高齢者が頑張っているのは素晴らしいことです。

ただし、若い世代も子育てをしながら頑張っている中で、色々な活動をして活躍をしていただく場が必要であると思えますし、これからは子育て世代の女性の応援もしていただきたいと思えます。

委 員 65歳以上で構成する団体は免除、半数以上を女性の市民で構成する団体は85パーセントの減額となっておりますが、この違いは何ですか。

先ほど説明の中にありましたように、団体の中身まで評価をすることは確かに難しいと思えます。ただし、ここでは65歳以上の団体が免除で、半

数が女性の団体は減額となっているので、せめて65歳以上と女性の団体が同じような減免ということであれば理解はできると思いますが、この違いについて説明をお願いします。

会 長 御意見がありましたので、説明をお願いします。

事務局 免除については、子供たちと高齢者ということで分類しておりまして、性別に関係ない部分で支援をするという部分で免除としております。

減額については、市長が認める社会福祉団体、社会教育団体などの団体を対象としておりまして、等しく75パーセントを減額することとしています。

この中で、半数以上が女性で構成する団体について10パーセント上乗せしていることについて、団体の中には、女性のみではなく男性も含まれており、女性のみで構成する団体とすると逆差別を助長することにもつながりますし、女性のみではないということについても重視して、半数以上が女性で構成する団体については、一定負担もいただきながら減額率を上乗せするという事で減額として線引きをしております。

委 員 半数以上が女性の市民で構成する団体が減額であれば、半数以上が男性で構成する団体も認めてもらえばどうかということも考えられます。なぜ半数の女性に限定するのか、また、そのことによって男性、女性が区別されて逆に男女不平等になるという思いがします。

例えば、女性の中でも子育て支援の部分で活動していくという目的があるような市民団体を支援していく減免であればわかりませんが、単純に半数以上が女性の団体、65歳以上の団体ということで区分されることについては、もう少し説明が必要だと思います。

委 員 減免団体に登録するためには、規約が必要ということで、団体として認めていただかないと、半分が女性だからといって今日はサークルしますから集まりますよということでは認められないと思いますし、減免してもらえるのは女性の団体として認められた団体ということで理解したらよろしいですか。

減免対象が単なる女性が半分以上で構成している団体ではないと理解しておりますし、そういった中で、子育て中のママのサークルが減額してい

ただけるというのであればありがたいと思います。

会 長 女性団体の減免について意見がありましたので、減免団体の基準についてもう一度説明をお願いします。

事務局 21ページに減免団体登録要件（案）として要件①から要件⑦まで示しております。減免基準の⑥で減額を受けようとする団体については、この要件を全て満たしていただく必要があります。

その上で、女性で半数以上を構成する団体は、85パーセント減額になります。また、減額率について10パーセント上乗せしていることについては、市長の思いとして、女性活躍を後押ししたいということがあります。一般的にまだまだ男女が平等ではない、女性の活躍がまだまだ弱いのではないかという意識から、比較的弱いところを均等に持っていきたいという思いの中で10パーセントを上乗せする提案とさせていただいています。

このことについては、色々な御意見があると思います。冒頭でも申し上げましたが、今回の提案は最終形ではありません。色々な御意見をいただいた中で最終的にどうしていくのか考えていくこととなりますので、多くの御意見をいただきたいと思います。

会 長 女性団体の減免の考え方について説明がありましたかどうか。

委 員 女性というところでは色々な思いはあります。

65歳以上で構成される団体がどんなことをしているのかわからないという説明がありましたが、減免団体に登録されている団体となっていますし、登録要件には規約の有無や、継続的な活動をしているという要件がありますので大体の中身はわかると思います。

また、減免基準⑥の団体の設立目的に沿った活動についても、登録されている団体ですので中身はわかると思いますので、単純に65歳以上、半数が女性という要件のみで減免となることについて疑問を感じます。

事務局 減免団体登録制度については、規約、活動内容については確認をさせていただいて団体として登録を行いますので、団体の活動目的も把握ができます。

65歳以上の団体でありましても、減免基準⑤に公共施設使用料減免団体に登録されている団体と記載しておりまして、65歳以上だから無条件

ということではなく、活動の中身を確認させていただいた団体であるということになります。

ただし、減免基準⑤では高齢者と子供たちの支援ということを重視していますので、65歳以上の団体については減額ではなく免除の扱いとさせていただいています。また、活動内容での優劣が判断できないということから政策的判断の中で免除と減額で差を設けているということですので、様々な御意見があるかと思いますが、参考にさせていただきながら最終案の中でどうするのか決めていきたいと思っております。

会 長 他に御意見、御質問等ございますか。

委 員 最終案はこれからということですので、あくまで私の意見ですが、65歳以上で構成する団体については規約等で活動内容の把握はできるということですが、免除というよりは減額とするべきだと思います。

会 長 ご意見を頂戴しましたので参考にさせていただきたいと思えます。

委 員 減免基準の中に、「市内の小学校、中学校」という表現がありますが、市内に支援学校がないため市外の支援学校に行っている子供もいます。

これまでは、支援学校の子供であっても、市内在住ということから免除をしてもらっていましたが、今回の見直しでは、こういった取り扱いになりますか。

事 務 局 資料の23ページに令和元年6月見直し案からの主な変更点を記載しております。市民が通う特別支援学校については、前回の提案の中では50パーセントの減額としておりましたが、今回の見直し案では市内の小学校の取り扱いに準じて免除と考えております。

会 長 よろしいでしょうか。

それでは全体を通して御意見や疑問、要望がありましたらお願いします。

委 員 営利目的の考え方についてですが、民間の事業者がリサイクルの店を開く場合など、営利目的で使用する場合は市外と同じような2倍という形になるのか、営利目的であれば少し違うのか考え方について教えてください。

会 長 営利目的の利用の考え方について説明をお願いします。

事 務 局 営利目的では使用できないという条例を持っている施設もありますが、例えば、施設が空いている時に、市外の業者が展示会をしたいということ

であれば使用できますが使用料は3倍となります。これが市外であっても、市内であっても営利目的であれば使用料は3倍となります。

会 長 全体を通して、他にございませんでしょうか。

委 員 熱心な議論をさせていただきまして、御意見も聞かせていただきました。提案のありました4つの課題について基本的には問題がないと思います。女性団体への10パーセントの上乗せについても問題がないと思います。

委 員 子育て世代の女性を応援することや、女性が多い団体への支援活動に対して援助があればありがたいと思いますし、助かる方もたくさんいるとは思いますが。

その一方で、この減免基準を見た時にこれは区別なのか差別なのかということを感じましたし、最近では色々とジェンダーということで議論がされる世の中なので、男女ということで区分されることに違和感がある方は一定数いるのではないかと感じました。

会 長 他に御意見等ございませんでしょうか。

委 員 減免基準のことで、私の意見としては、65歳以上の団体については減額の方に入ると思います。半数以上が女性の団体については10パーセントを上乗せするというのですが、色々と思いがあがる部分になりますので削除の方がよいと思います。

会 長 意見をたくさんいただきました。事務局よろしいでしょうか。

事 務 局 これから各種団体への説明、年明けには市民広聴会も計画しております。また、ホームページなどでも考え方について意見を募集しようと考えております。

そういった中で、どのような意見が多くあるかということも踏まえながら、最終的に減免のあり方についてはどうすべきか考えていきたいと思っております。

委 員 減免の考え方については、賛成や反対ということで決めるものではないと思います。団体要件については点検するにしても、考え方として半数以上という意味合いの整理は必要だと思います。中学生以下は免除、65歳以上については半数でも免除。半数にするのであれば免除ではなく減額でよいと思います。

会 長 意見を頂戴しました。免除か減額かという根拠について掘り下げて検討していただきたいと思います。

他に全体を通じて御意見はございませんか。

委 員 女性団体を支援していただくという市長の思いは大変ありがたく思っています。

確かに意見の中にありましたように男女の差別、区別ということで問題があると思います。以前に別の会議で問題になったのが、名簿の女性の名前のところにチェックが入っておりまして、女性の社会参画を後押ししようという思いはすごく伝わりますが、別に女性に丸をつけなくても男性に丸をつけてもいいのではないかと思いますし、女性ということで区別することで差別になる可能性もありますので、減額についても10パーセントの上乗せまでは必要ないように思いますし、普通の減免と同じでよいと思います。高齢者についても減額に含んで75パーセント減額でもよいのではないかと感じました。

会 長 減額の考え方につきまして意見がありましたので検討をお願いします。

その他にはございませんか。

委 員 人口が減少していく中で、本当に施設が今の人口で維持ができるのか、市の財政状況を踏まえた時に、人口減少が続けば財源も減っていきますし、市の施設をそのままにしておいてよいのかという思いがあります。

利用しない施設については、更地にするか廃止にするなど、ある程度有効に活用した上で、市民が活用する施設に使用料を充てるべきだと思います。年間に数回しか使用しないような施設もあると思いますので、統合や廃止について将来に向けての英断してもらいたいと思います。

会 長 施設の統廃合等の関係で要望がありましたので参考にしていただきたいと思います。

その他にございませんか。よろしいですか。

以上で、本日予定しておりました議事につきましては全て終了しました。それでは事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

● 事務連絡

事 務 局 次回の委員会につきましては、1月下旬を予定しております。内容につ

きましては、引き続き使用料の見直しを考えております。また、市民広聴会や各種団体への説明につきましては、年明けになろうかと思いますが、そこでの意見も聞きながら考え方について整理を行い、次回の委員会で確認いただきたいと思いますと考えております。

それでは、閉会にあたりまして、副会長から御挨拶をお願いします。

● 閉会のあいさつ（副会長）

副会長 皆様、お疲れさまでございました。本日は、使用料の見直しについて本当に熱心に活発な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。

第2次京丹後市総合計画の中でも、使用料等の受益者負担が適正かどうか検討を行い、減免についても公平な運用となっているか精査を行い必要に応じて見直しをすることとなっております。

本日は市として本当に検討をしていただいたと思っております。丁寧な説明もいただきました。今後につきましては、市民の方から意見をいただいた内容について検討していただき、次回の委員会で提案いただきたいと思います。

そして、先ほど意見の中にもありました施設の統廃合につきましても見直しを進めていただく必要があると思います。

次回は来年となります。今年も皆様、御協力をいただきましてありがとうございました。引き続き、来年もどうぞよろしくお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。